

第1 韓国における植物新品種保護制度の概要

1 沿革

韓国は、1997年12月に「種子産業法」を制定し、その中で植物新品種保護制度を設け、2002年1月に「植物の新品種の保護に関する国際条約」1991条約（以下「UPOV91年条約」という）に加入した。

その後、韓国は、徐々に保護対象植物の種類を拡大し、UPOV91年条約に加入後10年となる2012年1月に、いちご等を含む全ての植物の種類を保護対象とした。

さらに、韓国は、種子産業法から植物品種保護を分離し、2013年8月に植物新品種保護法を制定・施行し、育成者権の侵害行為に対する罰則を強化するなどの措置を行った（現時点では、同法の改正の予定はないとのことである）。

現在、韓国においては、植物新品種保護法（以下「法」という）、植物新品種保護法施行令（以下「施行令」という）及び植物新品種保護法施行規則（以下「施行規則」という）の下、植物新品種保護制度が運用されている。

法令は以下のウェブサイト参照：

韓国語版	植物新品種保護法	http://www.seed.go.kr/administration/law/industry_sub_view.jsp?seq=245&npage=1&category=21
	植物新品種保護法施行令	http://www.seed.go.kr/administration/law/industry_sub_view.jsp?seq=246&npage=1&category=22
	植物新品種保護法施行規則	http://www.seed.go.kr/administration/law/protection_sub.jsp?category=23
英語版	植物新品種保護法	http://www.upov.int/upovlex/en/details.jsp?id=13731
日本語 仮訳版	植物新品種保護法	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syokubut/pdf/betu11.pdf
	植物新品種保護法施行令	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syokubut/pdf/betu12.pdf
	植物新品種保護法施行規則	http://www.maff.go.jp/j/kanbo/tizai/brand/b_syokubut/pdf/betu13.pdf

2 韓国の植物新品種保護制度の概要

(1) 概要

韓国は、日本と同様に、UPOV 91年条約に加入しており、韓国の植物新品種保護制度は、同条約に沿ったものということができ、品種保護の要件、育成者権の効力等の制度の基本的部分については、日本の種苗法の場合とほぼ同様である。

ただし、韓国における育成者権の存続期間は、登録の日から20年、果樹や樹木の場合には25年とされている（日本においては、品種登録の日から25年、永年性植物の場合には30年である）。

(2) 農業者の自家増殖

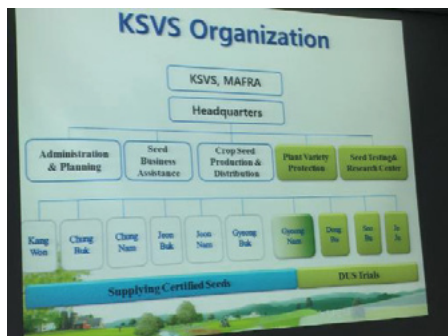
韓国においては、日本と同様に、農漁民の自家増殖（施行令36条1項参照）に対しては、原則として育成者権の効力が及ばない。これはUPOV条約第15条育成者権の例外の第2項任意的例外に基づくものであり、日本と同様である。その上で、農林畜産食品部長官又は海洋水産部長官が自家増殖を制限する種類を指定できるとされている（法57条2項参照）が、日本と異なり自家増殖を制限できる種類はまだ指定されていない。その制限の範囲については、種子の増殖方法、市場性などを考慮して告示するものとされている（同条3項、令36条2項参照）。以上のことから、平成29年3月末時点において、韓国においては、農漁民の自家増殖に対して育成者権の効力は及ばないこととなる。このため、自家増殖を制限するには、許諾契約で合意することが必要である。



国立森林品種管理センター（NFVS）



国立種子院（NSVI）本院



国立種子院のプレゼンテーション



国立種子院での聞き取り調査

3 関係組織

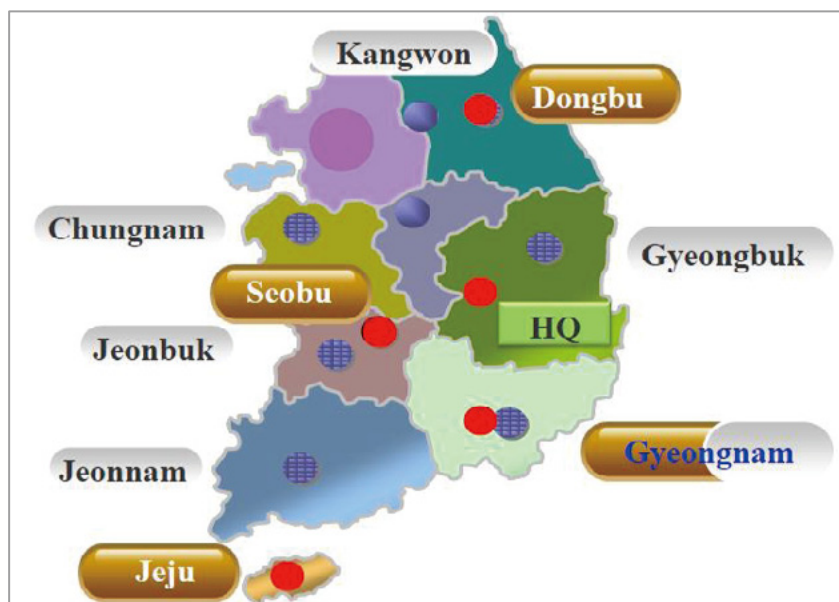
(1) 担当部局

韓国の植物新品種保護法の下では、農産物及び林産物については、農林畜産食品部の所管となり、水産植物については、海洋水産部・水産庁の所管となる。

農林畜産食品部においては、農産物については、国立種子院（略称「NSVS」…National Seed and Variety Service。旧「KSVS」）が所管し、林産物については、同部の山林庁の国立森林品種管理センター（略称「NFVS」…National Forest Seed and Variety Service。旧「KFVS」）が所管している。

(2) 国立種子院（NSVS）

NSVS には、慶尚北道金泉市所在の本院に加え、10の支院がある。そのうち、植物新品種保護制度・DUSテストを取り扱っているのは、本院と4の支院（Dongbu、Seobu、Gyeongnam、Jeju）である。



出典：国立種子院プレゼンテーション資料「Plant Variety Protection in Korea」

4 出願・登録の状況等

(1) 出願・登録の件数

韓国においては、1998年から2015年まで、総出願件数が8210件、総登録件数が5837件であり、2015年の出願件数は759件である。

(2) 作物別

総登録件数に対する植物別の割合については、観賞用植物が約55%、野菜が約18%、穀物が約15%、果樹が約5%、きのこ類が約2%である。

出願件数の多い植物は、バラ（うち外国品種59%）、キク（うち外国品種37%）、米、唐辛子、ガーベラである。

(3) 出願者別

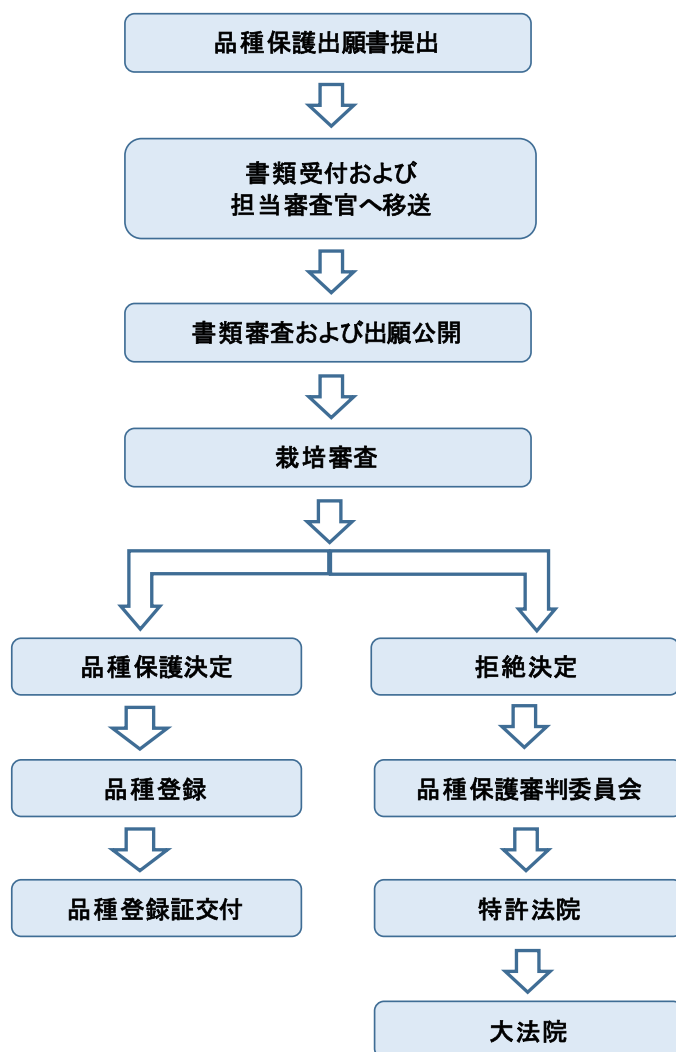
出願者別の割合については、政府系が約 26 %、地方政府系が約 16 %、民間企業が約 22 %、個人が約 11 %、外国人が約 22 %である。

外国からの出願の国別の割合については、オランダが約 39 %、日本が約 33 %、ドイツが約 10 %、米国が約 6 %となっている。

第2 品種保護出願から登録に至る流れ

1 はじめに

韓国における品種保護手続の流れについては、以下のとおりである。



2 品種保護要件

(1) 要件

韓国における品種保護の要件は、

- ① 新規性（未譲渡性）
- ② 区別性
- ③ 均一性
- ④ 安定性
- ⑤ 固有の品種名称

である（法16条参照）。

(2) 新規性（未譲渡性）

ア 新規性の要件は、品種保護出願日前（優先権を主張する場合には、最先の品種保護出願日前）に、韓国では1年以上、その他の国では4年（果樹と林木の場合には6年）以上、その種子や収穫物が利用を目的として譲渡されていないことである。（法17条1項）。

ただし、以下の譲渡の場合には、新規性を備えたものとみなされる（同条2項）。

- ① 盗難された品種の種子や収穫物が譲渡された場合（1号）
- ② 品種保護を受けることができる権利を移転するために当該品種の種子や収穫物を譲渡した場合（2号）
- ③ 種子を増殖するために種子や収穫物を譲渡し、種子の増殖後に種子や収穫物を育成者が再譲渡を受けた場合（3号）
- ④ 品種を評価するためのは場試験、品質検査や小規模加工試験をするために、品種の種子や収穫物を譲渡した場合（4号）
- ⑤ 生物資源の保存のための調査、国の品種リストに記載するために、その種子や収穫物を譲渡した場合（5号）
- ⑥ その品種の品種名称を使用せず、③～⑤までのいずれかの行為により製造された副産物や余剰物を譲渡した場合

イ 日本の育成者が自らの品種について韓国において品種保護出願することを検討する場合には、以下の点を確認することが重要である。

- ① 韓国国内において、当該品種の種苗や収穫物について利用を目的として譲渡したか否か、譲渡したときは譲渡の日（譲渡した場合には、その譲渡の日から1年以内に、韓国における品種保護出願をする必要がある）
- ② 日本国内（又は第三国）において、当該品種の種苗や収穫物について利用を目的として譲渡したか否か、譲渡したときは譲渡の日（譲渡した場合、その譲渡の日から4年以内（果樹や樹木の場合には6年以内）に、韓国における品種保護出願をする必要がある）
- ③ 優先権主張をする場合は、最初の出願をした日から1年間（出願日は含まな